

1. 本會の目的は、  
 2. 本會の組織は、  
 3. 本會の活動は、  
 4. 本會の財政は、  
 5. 本會のその他は、

甲 組長は、本會の事務を掌理し、本會の代表者として、何事をも命ぜらる。

出動停止を命ぜられ、その間は、本會の事務内へ移り、待命を命ぜらる。

乙 組員は、各該組の事務を掌理し、本會の代表者として、何事をも命ぜらる。

丙 組員は、各該組の事務を掌理し、本會の代表者として、何事をも命ぜらる。

三、 職責の定め

組長は、本會の事務を掌理し、本會の代表者として、何事をも命ぜらる。